

令和6年度「ながのまちづくり活動支援事業」（学生枠）募集要領

I 事業の概要

1 趣旨

市と市民との協働のまちづくりを推進するためには、市民公益活動団体（学生団体を含む）自らが地域及び地区の課題解決に向けて創意工夫し、知恵と責任による自主的なまちづくりが積極的に展開されることが必要です。

そこで、学生のまちづくり活動への参画を推進し、学生が有する柔軟な発想力や行動力を、地域の活性化や魅力向上に活かすことを目的とし、学生自らが発案・企画して自主的に取り組むまちづくり活動や、地域団体等と連携・協働して主体的に取り組むまちづくり活動に対して資金面で支援するものです。

2 対象者

市内で活動し、構成員に市内に所在する大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校（専門課程に限る。）に在学する者（令和6年4月1日における年齢が満18歳以上である者に限る。）を3人以上含む学生団体^{※1}

※ 1 「学生団体」とは、次の条件を満たす団体をいう。

- ア 市民公益活動^{※2}を行う団体であること。
- イ 事務所の所在地が市内にあること又はその活動が市内で行われていること。
- ウ 会員になるとき、及び退会するとき、不当な条件を付さないこと。
- エ 規約、会則等で代表者や運営の方法が決まっていること。
- オ 独立した組織で活動が継続的に行われること。
- カ 暴力団又はその構成員の統制の下にある団体ではないこと。
- キ 団体の代表者が成年に達していること。

※ 2 「市民公益活動」とは、次の条件を満たす活動をいう。

- ア 市民の自主的な活動であること。
- イ 原則として、市内での活動であること。
- ウ 営利を目的としない活動であること。
- エ 公益性を有する活動であること。
- オ 宗教・政治活動を目的とする活動でないこと。
- カ 反社会的な活動でないこと。

3 対象となる活動の要件

- (1) 国、地方公共団体（外郭団体や各種団体を通じて行うものを含む）の補助金等の対象でない、あるいは、他の補助金等の交付を受けない活動であること。
- (2) 申請活動が当該年度に完了すること。
- (3) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としていないこと。

4 対象となる主な活動

まちづくり分野（地域活性化等）、保健・福祉分野（高齢者介護、子育て支援等）、環境分野（自然保護、ごみ問題等）、地域安全分野、教育・文化分野（伝統文化の継承等）、産業分野（農林、観光等） 他

5 対象となる活動費

上記活動を行うために必要な経費（謝金・賃金、旅費交通費、消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費、使用料・賃借料、原材料費、備品購入費等）

謝金の単価が2万円を超える場合は、必要である理由を記した説明資料を提出していただきます。（様式は任意）

なお、当該補助事業で使用する物品等の購入によりポイントを取得することは、「私的に利益を得た」とみなされ、不当利得と疑われる恐れがあります。

個人所有のポイントカード等は使用しないでください。

【交付対象外経費】

- ・ 団体の経常的な活動に要する経費
- ・ 団体の構成員の親睦会や視察の飲食に要する経費
- ・ 団体の構成員の労務への謝礼
- ・ 謝礼金と重複する土産代等の経費
- ・ 不動産及び高額な備品の購入費
- ・ 活動の主となる部分を委託する経費
- ・ 個人所有のポイントカード等を使用した経費

【備品について】

- ・ 備品については、原則初年度のみ請求可能とし、活動計画等の提出が必要になります。
（様式は任意）
- ・ 申請時に見積書等の算出根拠となる資料の提出もお願いします。
- ・ 原則として、備品価格の目安としては、1件税込み3万円以上の物品です。

6 補助率及び補助限度額等

補助率	10分の10以内
補助限度額	10万円

対象期間

令和6年8月1日～令和7年3月31日に実施予定の事業

7 補助金の決定

補助金の交付を要望する学生団体を公募し、審査委員会において、補助対象団体及び補助対象活動の選考と補助金交付額の査定を行います。審査結果は市長に報告され、補助対象団体及び補助対象活動を決定します。

Ⅱ 活動の募集

1 事前相談

応募申込に関する相談に応じます（活動計画の立て方や、申込書の書き方など）。

応募を検討する団体は、事前にご予約（地域活動支援課 電話 026-224-5033）のうえ、以下の日程のいずれかに必ずご参加ください。

日 時	場 所
令和6年5月9日（木） 午前10時00分～午後6時00分の間 一団体につき1時間程度	もんぜんプラザ3階 市民協働サポートセンター
令和6年5月19日（日） 午前10時00分～午後6時00分の間 一団体につき1時間程度	
令和6年5月22日（水） 午前10時00分～午後6時00分の間 一団体につき1時間程度	

2 募集期間

令和6年4月3日（水）～ 令和6年5月24日（金） 17時まで

3 提出書類

- (1) ながのまちづくり活動支援事業補助金申込書（様式1-2）
- (2) 収支予算書（様式2-2）
- (3) 構成員名簿（様式3-2）
- (4) 団体の規約・会則等
- (5) その他、活動内容・経費の積算を説明する書類等

4 提出先

地域・市民生活部 地域活動支援課（長野市役所 第一庁舎4階）

電 話：026-224-5033 F A X：026-224-8596

Eメール chiiki@city.nagano.lg.jp（「lg」は「エル・ジー」です）

※ 郵送等の応募はできません。必ず活動内容を説明できる方が持参してください。

窓口での待ち時間短縮のため、必ず事前にご予約のうえ、お越してください。

※ 併せて電子データの提出もお願いします。

Ⅲ 審査

1 審査委員

市長が委嘱した外部の審査委員が審査を行います。

審査に公正を期すため、審査委員と団体の間に利害関係があると認められた場合は、審査を辞退していただくこととしています。

2 審査委員会（ヒアリング）

日 時：令和6年7月26日（金）午前10時から12時まで（予定）

場 所：ふれあい福祉センター 5階 ホール（予定）

※ヒアリングの日程詳細は、後日連絡します。

3 進め方

- (1) 規定時間内で応募活動について、応募者側の説明と審査委員からの質疑を行います。
15～20分程度の短時間ですので、審査委員には応募いただいた提出書類を事前に配布し、事務局から概要を説明しています。提案内容に沿った分かりやすい説明をお願いします。
※事務局でパソコンとプロジェクターを用意しております。使用される場合はお手数ですが、事前に事務局までご連絡をお願いいたします。
- (2) 審査委員からの質問には簡潔に回答いただきますようお願いします。

4 審査基準

- (ア) 公益性（5点）：不特定多数の者の利益または社会の利益につながる活動であるか。
- (イ) 独創性・創造性（5点）：独自の発想や創意工夫が見られる活動であるか。
- (ウ) 発展性（5点）：波及効果や新たな展開が期待できる活動であるか。
- (エ) 実現性・計画性（5点）：計画や費用が実現可能で妥当な活動であるか。
- (オ) 積極性（5点）：活動の企画立案から実施に関して、どの程度熱意があるか。

5 審査方法

- (ア) 審査員が審査委員会（ヒアリング）にて、審査基準に対し5段階で評価を行います。
- (イ) 7人の審査員の平均点を各申し込み活動の点数とします。（25点満点）
- (ウ) 審査委員会（ヒアリング）後、審査委員による最終審査により、予算の範囲内で補助対象団体及び補助対象活動の推薦順位を決定します。ただし、15点以下の場合は、推薦しません。
- (エ) 同点の場合は、審査員の多数決で決定します。
- (オ) 審査結果（補助対象団体及び補助対象活動の審査と補助額の査定）を市長に報告します。

6 審査結果

審査結果等については、後日、各団体あてに通知するとともに、長野市ホームページで公開します。なお、各審査委員の採点内容は公表しません。

7 交付の決定

令和6年8月1日以降、補助金交付申請書を地域活動支援課に提出していただきます。内容の確認ができ次第、交付の手続きを進めます。

IV 実績報告等

事業成果を広く紹介するため、自己評価報告書の作成等、実績報告を提出していただきます。また、事業実施の翌年度の5月頃（令和7年5月頃）に開催します「活動発表会」に参加をし、活動の成果を発表してもらいます。

V 市民協働サポートセンターの活用

市民協働サポートセンター（もんぜんぷら座3階 電話：026-223-0051）では、活動に関する相談等に応じています。積極的な活用をお勧めします。

VI 情報公開

市民に向けて、活動内容等の積極的な情報公開に努めていただきますようお願いいたします。

審査申込書・補助金交付申請書等は、市のホームページへの掲載や、情報公開請求対象となる場合があります。予めご了承ください。（※原則、個人の住所・電話番号及び構成員名簿は非公開）

VII 日程表

内 容	日 時	場 所
募集期間	4月3日（水）～5月24日（金）	
事前相談【必須】	5月9日（木）10:00～16:00	もんざんぷら座3階 市民協働サポートセンター
	5月19日（日）10:00～16:00	
	5月22日（水）10:00～16:00	
審査委員会	7月26日（金）	ふれあい福祉センター3階 ホール
交付手続き・補助金交付	8月1日（木）以降	